

いわき市民訴訟・第37回口頭弁論レポート

1 期日（令和元年9月10日）の報告

本日は3名（女性1名、男性2名）の原告本人尋問を実施しました。

3名とも、事故当時から現在にかけて、何を感じ、何を思い、どのような行動にでたか、もしくは出なかったか、などのいわきのリアルな被害を誠実に説明しました。

被告東電による「事故後、早期に元の生活に戻ったでしょ」と言わんばかりの質問、被告国による馬鹿にしたような、意地悪な質問にも堂々と事実に基づき説明されていました。

①S.Mさん（男性）

Sさんは、原告団を支える役員として、さらには原発事故による避難者を支援する、いわきにおける取組みの活動を担ってきた経験を通して、本件事故の被害を語ってくれました。

Sさんは、長い間小学校の先生を務め、退職後はいわき市の労働運動の役員を担って来られました。本件訴訟においては原告団の副団長であり、浜通り復興共同センターの共同代表や、全国原告団連絡会の事務局長という要職にもありました。

原発事故の発生により、一時は東京に避難しましたが、いわきの仲間達が様々な支援活動に奔走している様子を知り、居ても立ってもおられず、わずか10日間で戻って来ました。

不安を抱きながら帰宅したいわきの街は、人気がなく夜は真っ暗という異様な状況でした。生活物資が不足する中で、漏出した放射能への不安、さらには損傷した原発からわずか30キロ、40キロという位置で、強い余震があれば「また原子炉が爆発するのではないか」という恐怖に見舞われながらの生活でした。Sさんはこれを、「生きるか死ぬか」という「死の恐怖」だったと語りました。

その後の日々も、被ばくによる健康被害に対する深刻な不安感に覆われた生活は、様々な行動の制約がありました。常に被ばくの不安を感じながらも、周囲のとの軋轢を避けるために、被害を声に出して言えないというストレスを抱えて暮らす毎日が続きました。

さらに、数年を経た現在に至っても、将来に向けての不安はなくなり、街全体に心理的な苦痛やストレスが蓄積しているような状況が続いている。こうした目に見えない、そして表現できないまま被害が沈殿していることは、被害の実態が正しく認識されず、回復されないまま放置される原因になっていることを訴えました。

今も、いわきの町は、小中学校の児童・生徒数の減少が進み、特に第一原発から30キロ圏に接する四ツ倉・久ノ浜地区では、事故前と比較すると64.5%にまで減少したままです。また、医療体制も以前の水準から大きく後退しています。そうした実態を紹介しながら、いわきの地域が今も回復していない状況が改めて明らかにされました。

②E.R さん（女性）

E さんには、3人のお子さん、5人のお孫さんがいます。原発事故は、お孫さん達の成長にも様々な不安の影を落とすことになりました。たとえば、E さんは、お孫さんから「私たちは県内の人としか結婚できないの？」と食卓で尋ねられたことについて、「小学生にこんな思いをさせてしまっている」と辛い気持ちと憤りを語りました。また、お孫さんの一人が甲状腺検査で再検査になり、再検査の結果は問題無しとなりましたが、家族一同不安な日々を送ることになりました。原発事故後にお子さんが妊娠した際も、お祝いの言葉の裏には、不安な気持ちもあったとのことでした。

E さんが放射線被ばくに対して不安を抱くのは、那須塩原へ避難した後日、実は線量が高かったと知ったこと（SPEEDI の公表が遅れたこと）に起因しています。情報が乏しい中で、必死に避難したのにもかかわらず被ばくしてしまったことに対して、強い憤りと共に、政府や東京電力に対する強い不信感が芽生えたのです。

E さんは、公立幼稚園教諭としての定年まで勤め上げ、現在は勉強会で後輩の保育士にアドバイスをしたり、悩みを聞いたりしています。その豊富な経験を踏まえ、E さんは、園児たちが、外遊びの中で、自然との触れ合いや運動神経のみならず、人間関係も学ぶことを説明しました。特に、5歳児がおもちゃを独占するのを4歳児、3歳児がじっと見つめるというエピソードを説明したときには、傍聴席から微笑ましい笑い声が漏れました。傍聴席の皆さんも、おそらくその情景を頭の中でリアルに思い描くことができたのではないのでしょうか。

また、畑作業では、植物を育てることや食べることの意義を学ぶだけでなく、嫌いな野菜を食べられるようになる子ども達は「自信」を持つ体験ができるとの説明は、興味深い視点でした。E さんの幼稚園に関する説明は、自身の長年の経験だけでなく、学習会で培った専門的な理論にも裏打ちされており、とても説得力がある内容でした。こうした貴重な時期に、外遊びや畑作業の機会を奪われたことは、原発事故による目に見えない影響（損害）の代表例といえるでしょう。

これに対して、東京電力や国からの反対尋問は、久ノ浜に人がいなくなったのは津波のせいではないか、避難した孫たちがいわきへ戻って来ることに対して反対しなかったのではないかなど、些末な点を突くものばかりでした。

全体として、E さんの説得力ある説明や感情は、裁判官へ十分伝わったことでしょう。

③S.N さん（男性）

本日、3人目の本人尋問は、S.N さんでした。S さんは、本件事故当時は、奥さんと長男と同居し、おもに保険代理店の営業の仕事を行っていました。

本件事故が発生した直後も、避難をしたいと考えていましたが、保険代理店での仕事の責任感から、避難することが出来ませんでした。

自宅での事故直後の生活は、水、ガソリンの確保に奔走しました。水は、小川地区

の自然の湧き水を長男が汲んできて、それを飲料水を含めた生活用水として利用しました。その当時は、放射能の恐れについては、特段意識していませんでしたが、その後、この自然水を飲料水として利用したことにより、Sさんは大きな不安を抱えてしまうこととなります。

配達がなされなかった新聞が届くなど、情報が増えることに伴いSさんの不安はますます増大していきました。そして、わらをもつかむ気持ちで不安を少しでも和らげたいと思い、経済産業省の相談窓口放射能に関する相談の電話を1年間行っていました。それほどまでに当時は、不安・ストレスが大きくなっていたのです。

また、事故前Sさんは、庭、特に近くの土手の木を世話することが何よりの楽しみでした。コマツをはじめとしたさまざまな木が植えてから30年以上経過し、大きな木となっていました。その木を見ながらコーヒーを飲むことが何よりも楽しみであると語っていました。しかし、現在はその気持ちも起きません。このことについてSさんは、尋問の中で、私と木との間に異物（放射能）がはいり、一体感を感じる事が出来なくなったと述べていました。

Sさんは、尋問の最後に現在はくびきをつかまれているようで、自由を制限されている、おもいっきり何の制限もなく、地面に手足を大の字にしてのたばりたいと語りました。現在の状況、唯一にして最大の願いを裁判官の目を見てまっすぐお答えになったことが特に印象に残る尋問となりました。

2 次回期日以降の日程と時間

今回の期日は原告3人の尋問でしたが、次回以降は基本原告4人ずつの尋問を予定しています。現時点で確定している期日について以下に記載します。

令和元年11月20日（水）	午前9時50分から午後4時45分ころまで
令和2年 1月15日（水）	午前9時50分から午後4時45分ころまで
3月16日（月）	午前9時50分から午後4時45分ころまで